

（目的）

第1条 立正大学大学院学則第1条第3項に基づき、全学的な見地から大学院のファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）に関する事項を審議し、推進するため、立正大学大学院FD委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（FDの定義）

第2条 この規程においてFDとは、授業および研究指導の内容・方法の改善を図るために行う、各研究科の組織的な取り組みをいう。

（審議事項）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- （1） 教育内容・方法の改善を図るための組織的な取り組みに関する基本的事項。
- （2） 授業評価の実施に関する事項。
- （3） 教授方法等の改善のための支援に関する事項。
- （4） 各研究科等が行うFDの支援に関する事項。
- （5） その他FDに必要な事項。

（構成）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- （1） 学長
- （2） 担当副学長
- （3） 研究科長
- （4） 事務局長
- （5） 学長室部長

2 委員会の委員長は学長とし、副委員長は担当副学長とする。

（運営）

第5条 委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

第6条 削除

（FD推進部会）

第7条 各研究科にFD推進部会を設置する。

2 FD推進部会長は各研究科長とし、構成員については各研究科が定める。

第8条 削除

第9条 削除

（所管部署）

第10条 委員会の事務の所管部署は、学事部学事課とする。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は、大学院運営委員会の議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

平成19年7月30日改正、平成19年6月1日施行

平成20年7月30日改正、平成20年7月30日施行

平成22年7月28日改正、平成22年7月28日施行

平成28年3月25日改正、平成27年10月1日施行

平成29年3月24日改正、平成29年4月1日施行

令和2年6月24日改正、令和2年4月1日施行